

株 主 各 位

第128期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第128期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

■事業報告

3. 会社の新株予約権等に関する事項
5. 会計監査人に関する事項
6. 業務の適正を確保するための体制
（内部統制に関する基本方針）
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しております。

https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/

シャープ株式会社

事業報告

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2017年4月19日	2017年9月26日	2018年8月28日
新株予約権の数		743 個	381 個	875 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 74,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 38,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 87,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 412,000円 (1株当たり 4,120円)	新株予約権1個当たり 340,000円 (1株当たり 3,400円)	新株予約権1個当たり 271,700円 (1株当たり 2,717円)
権利行使期間		2019年4月21日から 2024年4月21日まで	2019年9月28日から 2024年9月28日まで	2020年9月3日から 2025年9月3日まで
行使の条件		(注1)	(注1)	(注1)
役員 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 80個	新株予約権の数 40個	新株予約権の数 150個
		目的となる株式数 8,000株	目的となる株式数 4,000株	目的となる株式数 15,000株
		保有者数 1名	保有者数 1名	保有者数 1名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一 個	新株予約権の数 50個	新株予約権の数 150個
		目的となる株式数 一 株	目的となる株式数 5,000株	目的となる株式数 15,000株
		保有者数 一 名	保有者数 2名	保有者数 1名

- (注) 1. 主な行使条件として、新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要します。
2. 2017年10月1日を効力発生日とした、10株につき1株の割合で実施した株式併合により、第1回新株予約権及び第2回新株予約権に関する「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 上記の「新株予約権の数」は、事業年度末日にてすべての保有者が保有している数であります。
4. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は新株予約権を保有しておりません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	455百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	756百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、親会社監査人からの指示書に基づく業務などがあります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、そのほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、当社監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）

(1) 会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）の整備に関する取締役会決議内容の概要

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先して「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を遵守・実践し、従業員の模範となるとともに、グループ全体に徹底する責任を負う。また、取締役会における審議・決定又は報告を通じ、取締役の職務の執行を相互に監督する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、職務の執行について監査等委員会の監査を受ける。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて社内規程に基づき適正に保管し管理する。決裁書を含めた職務の執行に関する文書については、文書管理規程を定め、適正に保存・管理する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度のもと、取締役による経営の意思決定と監督及び執行役員による業務執行が、迅速かつ効率的に行われる体制を確保する。取締役会規則、職務権限規程等により取締役、執行役員及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にする。取締役のうち複数名は社外取締役とし、取締役及び執行役員の推薦、並びに取締役等（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、独立性の高い社外取締役が半数以上を占める任意の「指名委員会」・「報酬委員会」が決定する。なお、両委員会の委員長は、独立性のある社外取締役が務める。

④ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を全社に徹底し、その実践を図る。「コンプライアンス基本規程」に基づいて、全社のコンプライアンス推進体制を整備する。また、内部通報制度「クリスタルホットライン」、「競争法ホットライン」及び「ハラスメント相談窓口」の運用、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備、内部監査によるグループ全体の業務の適正性のチェック等を行う。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づいて、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応するとともに、緊急事態が発生した場合は、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図る。シャープグループ事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制を構築する。

⑥ 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、自主管理・自主責任を尊重して経営の機動性を確保するとともに、子会社の業務の適正を親会社と同一水準に保つために、その職務の執行について、適正な指導・監督を行う。シャープグループとしての損失の危険を回避するための体制、及び子会社における職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室に専属の従業員（専属スタッフ）を置き、監査等委員会の指示による調査の権限を認める。専属スタッフの人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を得る。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会への報告基準を定め、重要事項（グループ各社に係る事項及び内部通報制度に係る事項を含む）等については、当該基準に従い遅滞なく報告を行う。監査等委員会が当社又はグループ各社の事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。監査等委員会へ報告したことを理由として、報告者に対して不利益な取扱いを行わない。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

複数の独立性のある監査等委員である社外取締役を選任し、監査等委員会は独立した機関として取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員は、監査等委員会が定めた監査基準と監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行と監査環境の整備に協力する。

監査等委員である取締役から職務執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求があったときは、その職務執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

(2) 内部統制に関する基本方針の運用状況の概要

当社は、上記のとおり「内部統制に関する基本方針」を定め、これに基づく具体的な施策を各部門が策定し、内部統制に係る体制の整備と運用を全社にわたって実施しています。

① 「内部統制委員会」の運営

内部統制の整備・運用状況について、取締役会の諮問機関である「内部統制委員会」で審議し、この結果を取締役に報告している。2021年度は、「内部統制に関する基本方針」に沿って各部門が取り組む施策の推進状況、ビジネスリスクマネジメントの取り組み及び内部監査の方針・計画・実施概況等について審議を行った。

② コンプライアンス経営の維持・強化

役員及び全従業員のコンプライアンス意識の向上を目的に、「シャープ行動規範」に基づくコンプライアンスの学習を定期的実施するとともに、全従業員が社内ルールを正しく理解し、使いこなせるための整備に取り組んでいる。

③ リスクマネジメントの運用

「ビジネスリスクマネジメント規程」の最適化と、同規程に基づくビジネスリスク管理を実践している。多様なビジネスリスクのうち、経営上、特に重点的に管理すべきリスクについて、関係部門と連携し管理体制と運用の見直しを図っている。

なお、2020年度に発覚した、当社の連結子会社であるカンタツ株式会社及びその子会社における不適切な会計処理について、調査委員会の調査結果を踏まえ、財務報告に係る内部統制を見直し、内部統制システムの実効性向上に取り組みました。その結果、開示すべき重要な不備が改善され、当事業年度において財務報告に係る内部統制は有効に機能していると判断しています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績や財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、長期的な視点に立って、株主の皆様への利益還元に取り組んでおります。かかる点から、連結業績の動向、投資や財務体質改善の必要性を勘案しつつ、剰余金の配当等を実施してまいります。

なお、配当の決定機関は、期末配当は株主総会又は取締役会、中間配当及びその他の配当は取締役会であります。

2022年3月期の期末配当は、当期純利益を大幅に伸長することができましたので、財務状況や今後の事業展開などを総合的に勘案し、1株当たり40円の配当を実施することを2022年5月11日開催の取締役会において決議いたしました。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益
当 期 首 残 高	5,000	109,126	289,551	△ 14,053	389,624	16,617	1,086
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△ 18,324		△ 18,324		
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			73,991		73,991		
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		△ 216			△ 216		
自 己 株 式 の 取 得				△ 8	△ 8		
自 己 株 式 の 処 分		△ 286		314	28		
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						3,551	748
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 503	55,667	306	55,470	3,551	748
当 期 末 残 高	5,000	108,623	345,218	△ 13,747	445,094	20,169	1,835

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	△ 39,362	△ 17,617	△ 39,275	297	13,493	364,139
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△ 18,324
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						73,991
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動						△ 216
自 己 株 式 の 取 得						△ 8
自 己 株 式 の 処 分						28
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	30,277	13,872	48,449	7	1,202	49,659
当 期 変 動 額 合 計	30,277	13,872	48,449	7	1,202	105,129
当 期 末 残 高	△ 9,085	△ 3,745	9,173	304	14,696	469,269

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 117社

主要な連結子会社の名称

「事業報告1. 企業集団の現況に関する事項(8) 主要な事業拠点」に記載しているため、省略しております。

このうち、夏研科技(山東)有限公司については、当連結会計年度において持分を取得したため、連結の範囲に含めております。また、S-Solar Generation Thailand Co., Ltd.については、当連結会計年度において設立したため、連結の範囲に含めております。

一方、Quorum Business Systems Limited他2社については、当連結会計年度において清算終了のため、連結の範囲から除外しております。また、連雲港康達智精密技術有限公司については、当連結会計年度において持分を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。また、可購樂股份有限公司については、当連結会計年度において当社の連結子会社に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 Sharp India Limited

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益、及び利益剰余金等からみて小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類の項目に重要な影響を及ぼすものではないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用非連結子会社の数 1社

持分法適用関連会社の数 19社

主要な会社等の名称 シャープファイナンス(株)、堺ディスプレイプロダクト(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称 シャープ特選工業(株)

持分法を適用していない理由

連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

夏普弁公設備(常熟)有限公司他27社は12月31日が事業年度の末日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、連結会計年度の末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定)

市場価格のない株式等…………… 主として総平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資金については、ファンド運用実績の当社持分相当額を営業外損益として計上するとともに、投資有価証券に加減する処理を行っております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社は、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価しております。

在外連結子会社は、移動平均法による低価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産、使用权資産を除く)

当社及び国内連結子会社

定率法を採用しております。

ただし、三重工場、亀山工場及び堺工場の一部の機械及び装置については、定額法によっております。

また、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社

定額法を採用しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④使用权資産

資産の耐用年数又はリース期間のうちいずれか短い期間に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与との支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③製品保証引当金

製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

④訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

⑤販売促進引当金

当連結会計年度の売上に係る販売促進費等の将来の支払に備えるため、代理店・販売店への当連結会計年度の売上に係る販売促進費等の支払見積額を計上しております。

⑥事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造販売取引を行っております。これらの取引については、原則として、当社グループが製品を顧客に引き渡した時点で、顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。当該時点において、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると認められるためです。なお、一部の国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

この他に、工事請負や主に製品に関連した保守・保証サービスを行っております。これらの取引については、当社グループは、一定の期間にわたり顧客に財又はサービスを移転し、履行義務を充足することから、原則として、履行義務の充足に係る進捗度に応じて、又はサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

収益は、製品又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額（以下、取引価格といいます。）で測定しております。取引価格の算定において、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分（以下、変動対価といいます。）が含まれる場合は、それを差し引いて、取引価格を見積っております。変動対価の額については、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

契約に製品及び保証サービス等の複数の履行義務が識別される場合は、主に観察可能な独立販売価格の比率に基づきそれぞれの履行義務に取引価格を配分しております。

製品保証が、製品が合意された仕様に従っているという保証に加えて顧客にサービスを提供している場合には、別個の履行義務として識別し、取引価格の一部を当該履行義務に配分した上で、延長保証期間にわたり収益を認識しております。

当社グループは、取引の当事者であるか、代理人であるかを、約束した商品又はサービスを顧客に移転する前に当社グループが支配しているか否かで判断しております。代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

製品等の販売、工事請負及び保証サービスの提供等に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1年以内に受領しており、これらの契約については例外的な取扱いを適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主として従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、効果の発現する見積期間で均等償却しております。米国連結子会社で計上されたのれんについては、10年間で均等償却しております。ただし、金額に重要性がない場合には、発生年度において全額償却しております。

③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、有償支給取引において、従来は有償支給した仕掛品等について棚卸資産の消滅を認識し、支給先に対する未収入金等を計上しておりましたが、支給先から加工品を買い戻す義務を負っていることから、棚卸資産の消滅を認識しないことといたしました。また、買戻義務等について有償支給に係る負債を計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度において連結業績に与える影響は軽微であります。また、当連結会計年度末において、棚卸資産は12,151百万円増加、流動資産のその他は8,628百万円減少、流動負債のその他は3,522百万円増加しております。なお、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち上場株式について、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法により評価しておりましたが、当連結会計年度より期末日の市場価格に基づく時価法に変更しております。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「訴訟損失引当金」は、重要性が増したため、区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の金額は、642百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
棚卸資産	310,283

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産について正味売却価額が簿価を下回った場合に簿価の切下げを行っております。また、一定期間以上滞留が認められる棚卸資産については、販売の実現可能性が低下しつつあると仮定し、期間の経過に応じ定期的に簿価を切下げの方法で早期に償却を行っております。さらに、販売が困難と認められる場合などには、個別に簿価の切下げも実施しております。

しかしながら、将来の予測不能な環境変化等により、価格下落など当社グループに不利な状況が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において簿価の切下げが追加的に必要となる可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	418,260
無形固定資産	42,285

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなるなど減損の兆候が見られる場合に資産又は資産グループについて減損の判定を行い、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方が帳簿価額を下回っていると判断される場合には、その差額を減損損失として認識します。使用価値算定の基礎となる将来の事業計画は、外部情報調査会社による市場価格、需要の見通しなど決算時点で入手可能な情報も考慮して作成しております。また、正味売却価額は、第三者による資産評価など合理的な方法をもって決定しております。

しかしながら、将来、事業計画の前提となった市場環境などに変化があった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失を追加的に計上する可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当社及び一部の国内連結子会社は、従来、退職給付に係る負債の数値計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数である10年としておりましたが、平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を9年に変更しております。

この結果、従来の費用処理年数によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、4,099百万円減少しております。

(追加情報)

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

固定資産の減損判定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が翌連結会計年度以降も一定期間継続するとの仮定を置き、当該影響を考慮した複数のシナリオに基づく将来キャッシュ・フローを用いて会計上の見積りを行っております。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によって判断を見直した結果、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 株式交換による堺ディスプレイプロダクト(株)の完全子会社化

当社は、2022年3月3日、堺ディスプレイプロダクト(株) (以下、「SDP」といいます。)の株主であるWorld Praise Limited (以下、「WPL」といいます。)との間で、当社を株式交換完全親会社、SDPを株式交換完全子会社とする株式交換 (以下、「本株式交換」といいます。)によりSDP株式を取得する旨の株式取得契約を締結いたしました。

その後、本件実行に必要な全ての競争法等の許認可を取得し、2022年5月11日、本株式交換に関する取締役会決議を行い、2022年5月31日、SDPとの間で株式交換契約を締結いたしました。

(1) 本株式交換の目的

当社は、2009年のSDP稼働開始時より、テレビ事業及び業務用ディスプレイ事業において、主力となる大型サイズの液晶パネルをSDPから調達してまいりました。そうした中、SDPの完全子会社化 (復帰) は当社事業に次のようなメリットをもたらすとの判断により、SDPの株主であるWPLとの間で本株式交換を実施することといたしました。

- ① テレビ事業及び業務用ディスプレイ事業において、当社がグローバルレベルの事業拡大に取り組む上で、コスト構造上大きな割合を占める高品位パネルの安定的且つ優位性のある調達が極めて重要であること。
- ② 足下のニューノーマルやデジタルトランスフォーメーション、さらには自動車やメタバース等、今後、ディスプレイの需要はますます高まることが期待される中、当社ディスプレイデバイス事業のアプリケーションの拡大や生産能力の向上、さらには将来の競争力強化に繋がること。
- ③ 現在、大型液晶パネル市場において高いシェアを占める中国が米中貿易摩擦の最中にあることから、中国以外にある唯一の第10世代 (マザーガラス2,880mm×3,130mm) 以上の大型液晶パネル工場であるSDPは、米州市場向けのパネル供給において優位性が期待できること。

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、SDPを株式交換完全子会社とする株式交換であります。

当社については会社法第796条第2項に基づく簡易株式交換手続により、また、SDPについては株主総会の承認を受けたうえで、2022年6月27日を効力発生日として本株式交換を行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	SDP (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	11.45	1
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：38,453,680株（予定）	

(4) 本株式交換の効力発生日

2022年6月27日（予定）

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳

製品	165,625百万円
仕掛品	92,513百万円
原材料及び貯蔵品	52,144百万円
合計	<u>310,283百万円</u>

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	43,830百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	63,245百万円
棚卸資産	75,732百万円
流動資産のその他	52,340百万円
建物及び構築物	165,087百万円
機械装置及び運搬具	11,440百万円
工具、器具及び備品	1,620百万円
土地	68,632百万円
建設仮勘定	26百万円
投資有価証券	36,810百万円
投資その他の資産のその他	35,859百万円
合計	<u>554,626百万円</u>

(2) 担保に係る債務	
短期借入金	928百万円
流動負債のその他	32,555百万円
長期借入金	426,722百万円
合計	<u>460,207百万円</u>

上記の他、連結上相殺消去されている連結子会社株式の一部を長期借入金の担保に供しております。

3. 偶発債務

(1) 保証債務	
従業員住宅資金借入に対する保証	3,866百万円
買掛債務に対する保証	
シャープFITオートモーティブテクノロジー(株)	14百万円
出資先の借入に関する保証	
Sermsang Power Corporation Public Company Limited	182百万円
合計	<u>4,063百万円</u>
(2) 受取手形裏書譲渡高	1,018百万円

(3) 電気等の供給に係る長期契約関連

堺工場において電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結しております。当該契約の当連結会計年度末の未経過残高は合計で8,615百万円（残年数は最長で7年）となっており、いずれも中途解約は不能であります。

4. 出資コミットメント

2017年5月、当社はソフトバンク・ビジョン・ファンドへ出資者として参画する契約を締結いたしました。当社の出資コミットメントの総額は10億米ドルとなり、この契約に基づく払込未実行残高は次のとおりであります。（円換算は決算日の為替相場によっております。）

出資コミットメントの総額	121,410百万円
払込実行残高	105,983百万円
差引額	<u>15,426百万円</u>

5. 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

(1) 顧客との契約から生じた債権	477,269百万円
(2) 契約資産	9,890百万円
(3) 契約負債	76,682百万円

顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、連結貸借対照表のうち「受取手形、売掛金及び契約資産」に、契約負債は、連結貸借対照表のうち「流動負債」の「その他」に含まれております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 固定資産受贈益

固定資産受贈益のうち1,245百万円は、白山工場において、ユーティリティ設備の無償譲渡を受けたことによるものです。

2. 事業譲渡益

当社の連結子会社であるカンタツ株式会社（以下、「カンタツ社」といいます。）が、カンタツ社の子会社であった連雲港康達智精密技術有限公司の全持分及びカンタツ社の関連資産を遼寧中藍電子科技有限公司に譲渡したことによるものです。

3. 減損損失の内訳

用途	種類	場所
事業用資産 (ディスプレイデバイス 生産設備等)	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具	大阪府
事業用資産 (エレクトロニックデバイス 生産設備等)	機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品等	中国
遊休資産	機械装置及び運搬具等	三重県他

当社グループは、事業用資産については事業所及び事業の種類等を総合的に勘案してグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

大阪府における事業用資産については、堺事業所のOLED生産設備であり、連結でのグルーピングを行っておりますが、連結子会社の収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（14,791百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物3,193百万円、機械装置及び運搬具11,598百万円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、割引率は7.8%（税引前）であります。

中国の一部の連結子会社における事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額（5,184百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械装置及び運搬具2,671百万円、工具、器具及び備品2,030百万円、その他482百万円であります。なお、回収可能価額は正味売却価額としております。

日本の一部の連結子会社における遊休資産については、将来使用見込みがなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額（2,728百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械装置及び運搬具2,669百万円、その他58百万円であります。なお、回収可能価額は、正味売却価額を零としております。

4. 和解金

当社がFoxconn Interconnect Technology Singapore Pte. Ltd. (以下、「FIT」といいます。) に対し、当社の連結子会社であるカンタツ株式会社の株式を譲渡したことに関連して、FITから訴訟を提起されておりましたが、当該和解金を支払うこと等を内容とする合意により解決しております。

5. 訴訟損失引当金繰入額

LG Display Co., Ltd (以下、「LGD社」といいます。) がシンガポール国際仲裁センターに申し立てていた仲裁において、当社がLGD社に対して損害賠償等を支払うことを内容とする判断が示されたことによるものです。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	611,952,858	－	－	611,952,858

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月11日 取締役会	普通株式	18,324百万円	30円	2021年3月31日	2021年6月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	24,432百万円	40円	2022年3月31日	2022年6月8日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数
2017年4月19日取締役会決議の第1回新株予約権	普通株式	74,300株
2017年9月26日取締役会決議の第2回新株予約権	普通株式	38,100株
2018年8月28日取締役会決議の第3回新株予約権	普通株式	75,500株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らし、必要な資金を調達(主に銀行借入)しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び、金利スワップ取引であります。これら金融商品は信用度の高い金融機関と取引を行っております。

当社の営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(非上場株式(連結貸借対照表計上額56,780百万円)及び出資金(連結貸借対照表計上額76,594百万円))は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、「預金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形及び売掛金	477,269	475,631	△1,638
(2) 有価証券及び投資有価証券			
①子会社株式及び関連会社株式	0	1,729	1,729
②その他有価証券	38,017	38,017	—
資産計	515,286	515,377	91
(3) 長期借入金	572,270	574,219	1,949
負債計	572,270	574,219	1,949
(4) デリバティブ取引(*)	7,303	4,926	△2,376

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、△で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	38,017	—	—	38,017
デリバティブ取引(*)				
通貨関連	—	7,356	—	7,356
金利関連	—	△52	—	△52
資産計	38,017	7,303	—	45,320

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、△で示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	－	475,631	－	475,631
有価証券及び投資有価証券				
子会社株式及び関連会社株式	1,729	－	－	1,729
デリバティブ取引(*)				
通貨関連	－	△2,376	－	△2,376
資産計	1,729	473,254	－	474,983
長期借入金	－	574,219	－	574,219
負債計	－	574,219	－	574,219

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、△で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約等の振当処理によるものの時価は、期末日の先物為替相場により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

また、金利スワップ取引の時価は取引金融機関の揭示価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金のうち短期で決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、売掛金のうち回収が長期にわたるものの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	スマートライフ	8Kエコシステム	ICT	ディスプレイデバイス	エレクトロニックデバイス	
Smart Appliances & Solutions事業	356,682					356,682
スマートビジネスソリューション事業		250,506				250,506
スマートディスプレイシステム事業		207,121				207,121
通信事業			139,803			139,803
PC事業			177,003			177,003
ディスプレイデバイス事業				817,082		817,082
エレクトロニックデバイス事業					357,713	357,713
その他	89,357	100,317				189,674
外部顧客への売上高	446,039	557,945	316,807	817,082	357,713	2,495,588

「スマートライフ」セグメントは、「Smart Appliances & Solutions」事業等で構成されております。

「Smart Appliances & Solutions」事業には、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の白物家電が含まれております。

「8Kエコシステム」セグメントは、「スマートビジネスソリューション」事業、「スマートディスプレイシステム」事業等で構成されております。「スマートビジネスソリューション」事業には、デジタル複合機等が含まれております。「スマートディスプレイシステム」事業には、テレビ等が含まれております。

「ICT」セグメントは、「通信」事業、「PC」事業で構成されております。「通信」事業には、携帯電話等が含まれております。

「ディスプレイデバイス」セグメントには、ディスプレイモジュール等が含まれております。

「エレクトロニックデバイス」セグメントには、カメラモジュール等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 製品の売上

当社グループは、ブランド事業として電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般（スマートライフセグメントにおける冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の白物家電、8Kエコシステムセグメントにおけるデジタル複合機、テレビ等、ICTセグメントにおける携帯電話、パソコン等）の製造販売取引及びデバイス事業として電子部品（ディスプレイデバイスセグメントにおけるディスプレイモジュール等、エレクトロニックデバイスセグメントにおけるカメラモジュール等）の製造販売取引を行っております。

これらの取引については、原則として、当社グループが製品を顧客に引き渡した時点で、顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。当該時点において、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると認められるためです。なお、一部の国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益は、製品又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額（以下、取引価格といたします。）で測定しております。当社グループは、主に消費者向け販売店に対して支払う販売リベートを、収益から控除しております。このように、取引価格の算定において、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分（以下、変動対価といたします。）が含まれる場合は、それを差し引いて、取引価格を見積っております。変動対価の額については、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

なお、製品の販売契約において、一定の期間内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

(2) 請負工事契約

当社グループは、エネルギーソリューション事業（スマートライフセグメントにおける「その他」）において、太陽光発電所の設計・施工等の工事契約を締結しております。当該契約については、工事の進捗につれて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗に基づき収益を認識しております。進捗度の測定には、契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合を用いるインプット法を適用しております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、検収完了時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(3) サービスの提供

当社グループは、(1)製品の販売契約及び(2)請負工事契約に付随して発生する保守契約や製品保証サービスを行っております。保守契約は、契約期間にわたり保守サービスを行い、その期間に応じて収益を認識しております。製品保証サービスとして合意された仕様に従っているという通常の製品保証とは別に、延長保証契約を締結する場合があります。この場合、製品保証サービスは一定の期間にわたって履行義務を充足することから、延長保証期間にわたり収益を認識しております。

(4) ライセンスの供与

当社グループは、顧客に製品の製造や販売、技術の使用等を許諾する契約を締結することにより、特許ライセンス供与の使用の対価を得ております。

ライセンス供与に係る収益について、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である場合は、一定の期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識しております。

この他、売上高又は使用料に基づくロイヤルティについて、契約相手先の売上高等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	743円70銭
2. 1株当たり当期純利益	121円14銭

(その他の注記)

企業結合等関係

事業分離

当社の連結子会社であるカンタツ株式会社（以下、「カンタツ社」といいます。）は、カンタツ社の子会社である連雲港康達智精密技術有限公司（以下、「連雲港社」といいます。）の全持分及びカンタツ社の関連資産を、遼寧中藍電子科技有限公司に譲渡いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

遼寧中藍電子科技有限公司

(2) 分離した事業の内容

連雲港社のマイクロレンズユニットの製造・販売事業及びカンタツ社の関連資産

(3) 事業分離を行った主な理由

カンタツ社はスマートフォンに搭載されるマイクロレンズユニットの製造・販売等を行っておりますが、激化する競争環境下での業績低迷と、その中で生じた不適切な会計処理に伴う業績修正に対応するため、抜本的な構造改革を進めております。その一環として、カンタツ社は、投資負担の大きい連雲港社を持分譲渡することにより財務体質の改善を図ることとして、取組みを進めてまいりました。

その結果、レンズ事業の拡大を計画している中国有数のVCM（Voice Coil Motor）メーカーである遼寧中藍電子科技有限公司に対して連雲港社の全持分及びカンタツ社の関連資産を譲渡いたしました。

(4) 事業分離日

2021年12月15日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 5,725百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	437百万円
固定資産	168百万円
資産合計	<u>605百万円</u>
流動負債	3,067百万円
固定負債	103百万円
負債合計	<u>3,171百万円</u>

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、会計処理を行っています。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

エレクトロニックデバイス

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

計算書類

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	5,000	1,250	—	1,250	2,428	45,861	48,290
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△ 18,324	△ 18,324
当 期 純 利 益						81,590	81,590
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			△ 286	△ 286			
会 社 分 割 に よ る 減 少			△ 12,934	△ 12,934			
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△ 70	70	—
そ の 他			17,900	17,900			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	4,678	4,678	△ 70	63,337	63,266
当 期 末 残 高	5,000	1,250	4,678	5,928	2,357	109,199	111,557

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△ 14,053	40,487	14,314	2,051	16,366	288	57,142
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△ 18,324					△ 18,324
当 期 純 利 益		81,590					81,590
自 己 株 式 の 取 得	△ 8	△ 8					△ 8
自 己 株 式 の 処 分	314	28					28
会 社 分 割 に よ る 減 少		△ 12,934					△ 12,934
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		-					-
そ の 他		17,900					17,900
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			2,929	162	3,091	7	3,099
当 期 変 動 額 合 計	306	68,251	2,929	162	3,091	7	71,350
当 期 末 残 高	△ 13,747	108,738	17,243	2,214	19,457	296	128,492

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等……………総平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資金については、ファンド運用実績の当社持分相当額を営業外損益として計上するとともに、投資有価証券に加減する処理を行っております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終取得原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

- (4) 訴訟損失引当金
訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (5) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により費用処理しております。
数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社の主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

当社は、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般の製造販売取引を行っております。これらの取引については、原則として、当社が製品を顧客に引き渡した時点で、顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。当該時点において、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると認められるためです。なお、一部の国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益は、製品又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額（以下、取引価格といいます。）で測定しております。取引価格の算定において、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分（以下、変動対価といいます。）が含まれる場合は、それを差し引いて、取引価格を見積っております。変動対価の額については、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

当社は、取引の当事者であるか、代理人であるかを、約束した商品又はサービスを顧客に移転する前に当社が支配しているか否かで判断しております。代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

製品等の販売等に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1年以内に受領しており、これらの契約については例外的な取扱いを適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度において業績に与える影響は軽微であります。なお、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」

(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち上場株式について、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法により評価しておりましたが、当事業年度より期末日の市場価格に基づく時価法に変更しております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度において区分掲記していた「流動負債」の「前受金」は、重要性が乏しくなったため、「流動負債」の「その他」に含めて表示することといたしました。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当社は、従来、退職給付引当金の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数である10年としておりましたが、平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を9年に変更しております。

この結果、従来の費用処理年数によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、1,783百万円減少しております。

(追加情報)

株式交換による堺ディスプレイプロダクト(株)の完全子会社化

「連結注記表（追加情報）」に記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	41,110百万円
受取手形	67百万円
売掛金	54,400百万円
リース債権	1,731百万円
製品	30,599百万円
仕掛品	1,892百万円
原材料及び貯蔵品	498百万円
未収入金	98,419百万円
建物	164,664百万円
構築物	2,957百万円
機械及び装置	780百万円
車両運搬具	5百万円
工具、器具及び備品	519百万円
土地	67,252百万円
投資有価証券	34,957百万円
関係会社株式	30,821百万円
関係会社出資金	62百万円
投資その他の資産のその他	35,283百万円
合計	<u>566,025百万円</u>

(2) 担保に係る債務

流動負債のその他	32,555百万円
長期借入金	426,693百万円
合計	<u>459,248百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 550,670百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

従業員住宅資金借入に対する保証	3,866百万円
買掛債務に対する保証	
Dynabook(株)	3,858百万円
借入金に対する保証	
Sharp India Limited	1,054百万円
契約履行義務に対する保証	
シャープ福山レーザー(株)	2,134百万円
合計	<u>10,914百万円</u>

(2) 電気等の供給に係る長期契約関連

堺工場において電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結しております。当該契約の当事業年度末の未経過残高は合計で8,615百万円（残年数は最長で7年）となっており、いずれも中途解約は不能であります。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	341,153百万円
長期金銭債権	97,862百万円
短期金銭債務	299,927百万円
長期金銭債務	0百万円

5. 出資コミットメント

2017年5月、当社はソフトバンク・ビジョン・ファンドへ出資者として参画する契約を締結いたしました。当社の出資コミットメントの総額は10億米ドルとなり、この契約に基づく払込未実行残高は次のとおりであります。（円換算は決算日の為替相場によっております。）

出資コミットメントの総額	121,410百万円
払込実行残高	<u>105,983百万円</u>
差引額	<u>15,426百万円</u>

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	719,849百万円
売 上 高	391,302百万円
仕 入 高	328,546百万円
営業取引以外の取引高	50,057百万円

2. 固定資産受贈益

白山工場において、ユーティリティ設備の無償譲渡を受けたことによるものです。

3. 和解金

当社がFoxconn Interconnect Technology Singapore Pte. Ltd.（以下、「FIT」といいます。）に対し、当社の連結子会社であるカンタツ株式会社の株式を譲渡したことに関連して、FITから訴訟を提起されておりましたが、当該和解金を支払うこと等を内容とする合意により解決しております。

4. 訴訟損失引当金繰入額

LG Display Co., Ltd (以下、「LGD社」といいます。)がシンガポール国際仲裁センターに申し立てていた仲裁において、当社がLGD社に対して損害賠償等を支払うことを内容とする判断が示されたことによるものです。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	1,151,858	5,101	25,888	1,131,071

(注) 自己株式の株式数の増加5,101株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。自己株式の株式数の減少25,888株は、単元未満株式の売渡しによる減少88株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少25,800株であります。

2. 当期変動額の「その他」

当事業年度において、当社は当社100%出資の連結子会社であるシャープディスプレイテクノロジー(株)からその他資本剰余金を原資とする配当を受けております。当該配当の受取額18,000百万円のうち、100百万円については「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」(企業会計基準適用指針第3号 平成17年12月27日)第3項に従い当社のシャープディスプレイテクノロジー(株)に対する出資の帳簿価額を減額し、当該出資の帳簿価額を超過する17,900百万円についてはその他資本剰余金の増加として処理しております。

なお、シャープディスプレイテクノロジー(株)の配当原資であるその他資本剰余金は、前事業年度に実施した当社のディスプレイデバイス事業の無対価吸収分割により承継した資産・負債の純額として生じたものであり、当社はこれをその他資本剰余金の減少として処理しました。

当事業年度において当該配当の一部をその他資本剰余金の増加とする会計処理は、上記吸収分割の会計処理を踏まえたものです。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、棚卸資産、固定資産、繰越欠損金等であり、評価性引当額を控除しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益等であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シャープ マーケティング ジャパン(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	売上 (注1)	274,891	売掛金	29,537 (注2)
				担保資産の受入 (注3) (注4) (注5) (注6) (注7)	426,693 (注8)	-	-
				資金の預り (注9)	19,830 (注10)	預り金	12,600
				利息の支払 (注9)	78	-	-
				配当金の受取	10,709	-	-
子会社	シャープ エネルギー ソリューション(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の販売 及び設置工事 役員の兼任	担保資産の受入 (注3) (注5) (注6) (注7)	426,693 (注8)	-	-
				資金の預り (注9)	25,952 (注10)	預り金	20,499
				利息の支払 (注9)	68	-	-
				配当金の受取	11,463	-	-
子会社	シャープ ディスプレイ マニファクチャ リング(株)	所有 間接 100.0%	当社製品の製造 シェアード サービスの提供	シェアード サービス料等 の受取 (注11)	16,609	未収入金	19,789 (注2)
				資金の預り (注9)	3,690 (注10)	預り金	14,600
				利息の支払 (注9)	7	-	-

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	カンタツ(株)	所有 直接 4.9% 間接 57.2%	資金の貸付	資金の貸付 (注9)	13,271 (注10)	貸付金	14,170
				利息の受取 (注9)	152	-	-
				貸倒引当金 繰入	2,993	貸倒 引当金	17,134
子会社	シャープ セミコンダクター イノベーション(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の製造	担保資産の受入 (注5) (注7) (注12)	426,693 (注8)	-	-
子会社	シャープ福山 レーザー(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の製造	担保資産の受入 (注5) (注7) (注12)	426,693 (注8)	-	-
子会社	シャープ ディスプレイ テクノロジー(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の製造	仕入の仲介	- (注13)	未収入金	68,179 (注2)
				販売の仲介	- (注13)	未払金	49,837 (注2)
				資金の預り (注9)	34,417 (注10)	預り金	2,300
				利息の支払 (注9)	50	-	-
				担保資産の受入 (注3) (注5) (注6) (注7) (注12)	426,693 (注8)	-	-
				債務被保証 (注14) (注15)	561,348	-	-
				配当金の受取 (注16)	18,000	-	-

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シャープ センシング テクノロジー(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の製造	仕入の仲介	－ (注13)	未収入金	22,725 (注2)
				資金の預り (注9)	17,407 (注10)	－	－
				利息の支払 (注9)	30	－	－
				担保資産の受入 (注3) (注5) (注7) (注12)	426,693 (注8)	－	－
				債務被保証 (注14) (注15)	561,348	－	－
				棚卸資産の譲渡	15,614	－	－
子会社	Sharp Electronics Corporation	所有 直接 100.0%	当社製品の販売 資金の借入	売上 (注1)	33,708	売掛金	14,866
				資金の借入 (注9)	25,903 (注10)	借入金	26,439
				利息の支払 (注9)	99	－	－
子会社	無錫夏普電子 元器件有限公司	所有 直接 69.5% 間接 30.5%	当社製品の製造	仕入及び 仕入の仲介 (注1)	58	買掛金	24,389
子会社	夏普弁公設備 (常熟)有限公司	所有 直接 100.0%	当社製品の製造	仕入 (注1)	43,769	買掛金	16,836
子会社	南京夏普電子 有限公司	所有 直接 84.1% 間接 15.9%	当社製品の製造	売上及び 売上の仲介 (注1)	1,142	売掛金	21,588
				配当金の受取	12,878	－	－
子会社	煙台夏業電子 有限公司	所有 直接 70.0%	当社製品の製造	仕入 (注1)	65,879	買掛金	5,859
子会社	夏普商貿(中国) 有限公司	所有 直接 57.6% 間接 42.4%	当社製品の販売	増資 (注17)	28,397	－	－

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Sharp International Finance (U. K.) Plc.	所有 直接 100.0%	資金の貸付・ 借入	資金の貸付 (注9)	36,614 (注10)	貸付金	44,441
				利息の受取 (注9)	171	—	—
				資金の借入 (注9)	17,116 (注10)	借入金	20,354
				利息の支払 (注9)	81	—	—
関連会社	堺ディスプレイ プロダクト(株)	所有 直接 20.0%	当社製品の製造 及び不動産等の 賃貸	経費の立替等	42,418	未収入金	40,844 (注2)
				リース債権 の回収 (注1)	2,240	リース 債権 その他 (投資 その他の 資産)	2,463 39,200

(注1) 価格その他の取引条件は、交渉の上、適正な価格で決定しております。

(注2) 期末残高には、消費税等を含んでおります。

(注3) 当社の金融機関からの借入金に対して、当社が保有する取引債権の担保提供を受けております。

(注4) 当社の金融機関からの借入金に対して、当社が保有する有価証券の担保提供を受けております。

(注5) 当社の金融機関からの借入金に対して、当社が保有する棚卸資産の担保提供を受けております。

(注6) 当社の金融機関からの借入金に対して、当社が保有する土地等の不動産の担保提供を受けております。

(注7) 担保提供料の支払は行っておりません。

(注8) 取引金額には担保に係る債務の期末残高を記載しており、すべて当社の2012年9月27日及び2013年6月25日に締結した金銭消費貸借契約による借入残高426,693百万円に係るものであります。

(注9) 資金の預り及び資金の貸付・借入は当社グループで行っているグループファイナンスに係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注10) 資金の預り及び資金の貸付・借入の取引金額は期中平均残高を記載しております。

(注11) シェアードサービス料は当該業務のための必要経費を基準として決定しております。

(注12) 当社の金融機関からの借入金に対して、当社が保有する機械装置等の動産の担保提供を受けております。

(注13) 同社と取引先各社との取引に関して、当社は市場価額で仕入及び販売の仲介を行うのみであるため、取引金額は記載しておりません。

(注14) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社から債務保証を受けております。

(注15) 債務保証料の支払は行っておりません。

(注16) 同社よりその他資本剰余金を原資とする配当を受けております。

当該配当の受取額18,000百万円のうち、100百万円については同社に対する出資の帳簿価額を減額し、当該出資の帳簿価額を超過する17,900百万円についてはその他資本剰余金の増加として処理しております。

(注17) 同社に対し当社が増資を行ったものです。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	209円88銭
2. 1株当たり当期純利益	133円58銭